

高農政第2号  
令和7年1月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)
地域名 (地域内農業集落名)	朽木地域 生杉地区 (生杉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻栽培が中心。
- ・耕作条件が悪い未整備田がある。
- ・中山間地域のため傾斜地が多く、農地の保全に多大な労力を要する。また獣害被害があり条件が悪い。
- ・集落内の担い手減少により、耕作されず保全管理をされる農地が増え、すでに荒地になった農地もある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・作物の生産や栽培方法は担い手に一任する。
- ・条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう、粗放的な管理に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	1.1 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、担い手確保、農地利用について検討していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・新たな担い手を確保できた際には、農地中間管理機構を通じた農地の賃借を基本とする。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・助成金、融資等を利用し用排水路の維持管理を図る。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、隨時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。